

政策評価部会・分科会の流れ～令和元年度政策評価・施策評価～

①県から宮城県行政評価委員会への諮問（5月14日）

・県から宮城県行政評価委員会へ諮問がなされます。
諮問は「政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）」の内容が妥当かどうかをお諮りするものです。

②第1回部会開催（5月21日）

・県からの諮問内容を審議いただくための説明等を行います。
・部会長から各分科会所属委員の指名を行います。
・評価スケジュール、部会・分科会の進め方、審議事項・ポイント等について御説明します。
・分科会審議に向けて、関係する「基本票（県の評価原案）」に目をお通しください。
疑問点等があれば、事務局に御連絡ください。
・分科会審議を効率的に進めるため、対面審議項目の事前抽出を行います。
各分科会担当委員の皆様には、事前にご連絡する提出日の午後5時までに、「要質疑事項」（別紙2-1）を御提出いただきます。

③分科会開催（5月29日～6月13日）

・3つの分科会を各3回程度開催します。
・分科会においては、

- ①「政策（施策）の成果」について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか。
- ②「政策（施策）を推進する上での課題と対応方針」について、課題は「政策（施策）の成果」等を踏まえて的確に把握されているか、また対応方針は課題に即して具体的に記載されているか。
の観点から基本票を審議いただき、判定及び判定理由等を分科会ごとにまとめていただきます。

③-1 論点整理（出席者：各分科会担当委員・事務局，進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答前に、事前の論点整理を行っていただきます。
・分科会長の進行により、各委員から提出された「要質疑事項」及び県の「要質疑事項回答」（別紙2）をもとに、書面審議とする政策・施策を選定します。対面審議とする政策・施策については分科会で質疑する事項（判定に必要となる論点、質問等）を厳選していただきます。

③-2 対面審議（出席者：各分科会担当委員・関係各課・事務局，進行役：分科会長）

・事前の論点整理の結果をもとに質疑をしていただきます。
・進行イメージとしては、対面審議とされた政策・施策について、①施策評価の質疑応答（残りの構成施策に係る質疑・回答を繰り返す）→②政策評価の質疑応答、となります。
・施策評価については、1施策15分程度で実施します。
・政策評価については、10分程度で実施します。
※1 政策・施策担当課からの概要説明は省略します。
※2 1政策について1施策の体系の場合は、政策及び施策の質疑を一括で行います。

③-3 判定及び判定理由等の決定（出席者：各分科会担当委員，事務局，進行役：分科会長）

・分科会における書面審議又は対面審議の結果を踏まえ、判定を行います。
・分科会長の進行により、書面審議又は対面審議による質疑応答結果を踏まえ、「基本票（県の評価原案）」の妥当性等についての各委員の意見を出していただきます。その意見を分科会として集約し、分科会ごとに「審議結果報告書」（別紙3-1、別紙3-2）を作成していただきます。

④審議結果の情報提供（6月下旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」を政策・施策担当課へ情報提供します。

⑤答申案とりまとめ（6月下旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに「答申案」を作成します。「答申案」を事務局から各委員に送付しますので、御確認願います。
・部会審議により分科会間の調整が必要と思われる事項があれば、事務局へ御連絡ください。

⑥第2回部会開催（7月上旬）

・各分科会長からの分科会報告、答申案についての審議（分科会間の調整等）を行い、部会として答申内容を決定していただきます（部会の議決をもって委員会の議決となります）。

⑦宮城県行政評価委員会から県への答申（7月）

・部会長から知事へ答申書を渡していただきます。